

5分で判定！建設業許可 「取れる？取れない？」セルフチェックシート

兵庫県の手引きに基づいた重要ポイントをまとめました。まずは前半の重要3項目を確認しましょう！

STEP 1 経営のプロはいますか？

- 経営経験：建設業の経営者としての経験が通算5年以上ある。
- 常勤性：申請する会社で、現在フルタイムで働いている。
- 証明書類：確定申告書や注文書などが手元に揃っている。

STEP 2 現場のプロはいますか？

- 業種に対応した国家資格を持っている。
 - 10年以上の実務経験がある。
-
- 専任性：営業所に常駐し、その業務に専念できる。
 - 証明書類：実務経験を証明する書類がある。

STEP 3 お金の準備は大丈夫ですか？

- 自己資本：直近の決算書で「純資産」が500万円以上ある。
- 資金調達：500万円以上の残高証明書を発行できる。

ここまで項目で不安な方は...

いしの行政書士事務所へご相談ください！



今すぐ無料相談する

06-6430-9058



フォームから



LINEから

STEP 4 クリーンな運営をしていますか？

- 社会保険**：健康保険・厚生年金・雇用保険に適切に加入。
- 欠格要件**：過去5年以内に刑罰を受けた人はいない。
- 暴力団排除**：暴力団員との関わりは一切ない。

STEP 5 営業所の実態はありますか？

- 独立性**：他社や居住スペースと明確に区切られた事務室がある。
- 設備**：電話、机、PCなど、事務作業ができる環境がある。
- 写真**：兵庫県は営業所の内外写真が必須。準備できている。

いしの行政書士事務所へご相談ください！



今すぐ無料相談する

06-6430-9058



フォームから



LINEから



いしの行政書士事務所

兵庫県尼崎市西難波町1-3-18
エクセルマンション西難波 102号



尼崎市役所すぐ近く